

大和市告示第117号

大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

大和市長 大 木 哲

大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱の一部を改正する
要綱

大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱（平成29年大和市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次」を「この要綱において、次」に改め、同項第1号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第3条第5号中「第5条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第6条中「前条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第7条中「取り消す」を「取り消し、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定取消通知書により、その者に通知する」に改める。

第11条中「以下、」を「以下」に改める。

第12条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第13条中「前条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第15条第1項中「又は偽り」を「、又は偽り」に改め、同条第2項中「又は偽り」を「、又は偽り」に、「支払い」を「支払」に改める。

別表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定取消通知書	第7条
-------	------------------------------	-----

別表様式番号の欄中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。